

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和4年10月13日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官  
(説明員) (人材局)  
箕浦企画課長

### 議題

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づく法務省令の改正  
に対する意見の表明

### 議事の概要

- 議題「「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づく法務省令の改正に対する意見の表明」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に  
基づく法務省令の改正に対する意見の表明について

令和4年10月13日

人 材 局

## 1 弁護士職務経験制度の概要

(1) 弁護士職務経験制度は、判事補・検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「弁護士職務経験法」という。）に基づく制度であり、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験することで、能力・資質の向上等を図ることを目的としており、同法に基づき、平成17年から判事補及び検事が弁護士法人において弁護士職務を経験している。

(2) 弁護士職務経験法は、同法に基づく検事の弁護士職務経験に関する省令（以下「法務省令」という。）について人事院の所掌に関するものの制定・改廃に際しては、法務大臣が人事院の意見を聴かなければならない旨規定している。

## 2 法務省令改正の概要

法務省令は、受入先弁護士法人等とすることができない弁護士法人等（欠格事由）及び任期満了前の職務経験の終了（終了事由）について規定している。

（例）欠格事由：2年以内の弁護士法人の刑事処罰・弁護士会からの退会処分等

終了事由：職務経験を行う職員が、受入先との雇用契約上の地位喪失、国  
公法の懲戒処分事由該当等

社会経済の国際化等に伴い法律事務の国際化、専門化が進む中で、質の高い法律事務を提供していくことを可能とするため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正により、弁護士と外国弁護士が共同で設立する法人

(共同法人)も弁護士職務経験の受入先となることができることとされた。

上記の改正を受け、法務省令において、共同法人に関する規定等を整備する。

- ・ 弁護士職務経験の受入先の欠格事由及び終了事由を共同法人にも適用。
- ・ 共同事業を行う弁護士法人が欠格事由に該当する場合等も弁護士職務経験の受入先として規制。

### **3 人事院の見解表明**

今般、人事院に対して上記2で述べた法務省令改正案の見解照会がなされたところ、共同法人の新設により必要となる規定の整備であり、改正内容に問題がないことから、提示案のとおり改正することに異議ない旨を回答することとしたい。

以 上